

第 1 号保険料の在り方について

厚生労働省 老健局

介護保険制度の見直しに関する意見

(令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会) (抄)

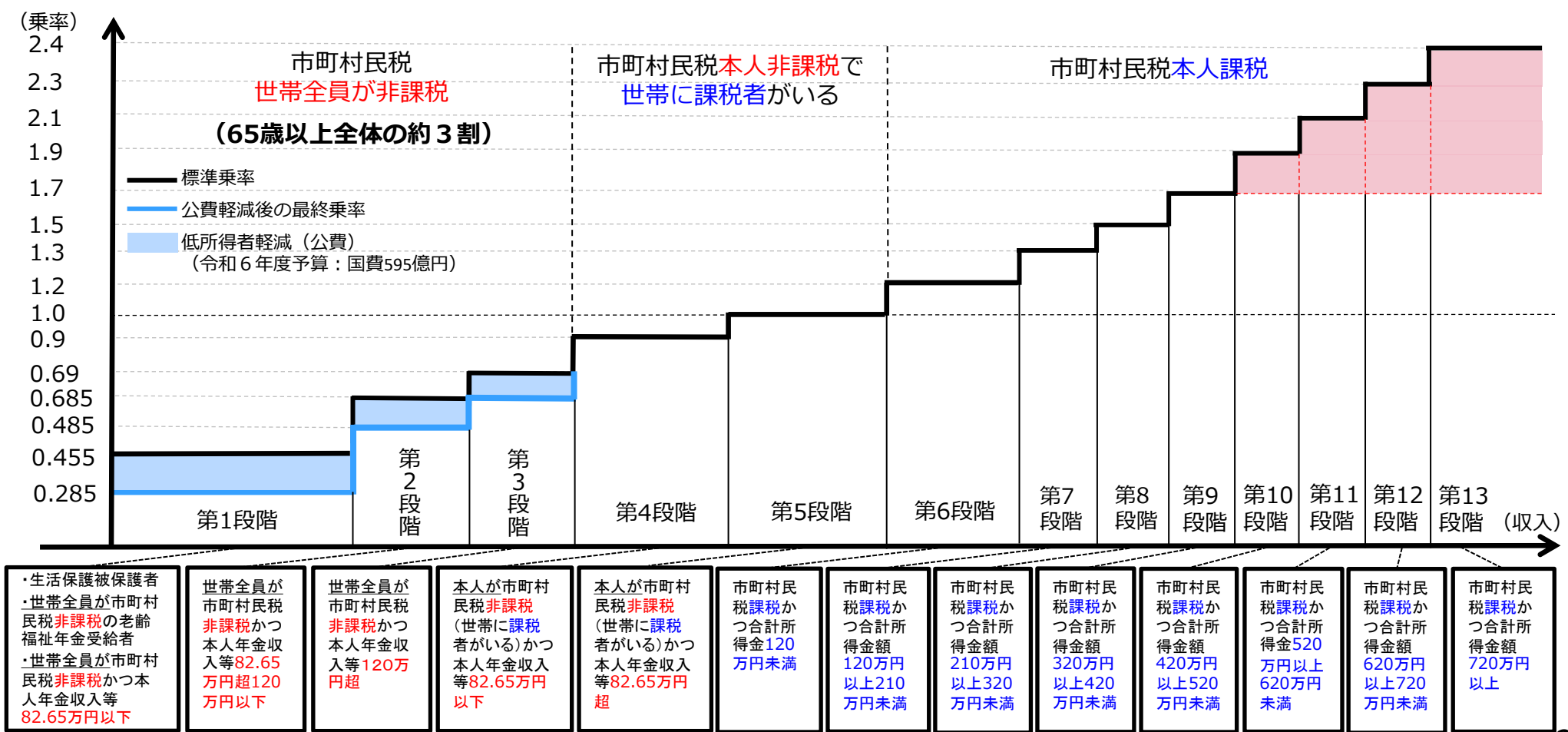
IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

2. 給付と負担(現状・基本的な視点)

- 介護保険制度は、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度として創設された。
- 制度創設から25年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3.5倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。
- 一方、高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から約4.0倍の14.3兆円(令和7年度予算ベース)になるとともに、1号保険料の全国平均は、制度創設時の2,911円(第1期)から6,225円(第9期)に増加しており、2号保険料の一人当たり平均月額も、平成12年度は2,075円だったところ、令和7年度には6,202円(見込み)となっている。今後、更に高齢化が進展することを踏まえると、更なる増加が見込まれる。
- こうした状況の中で、上記の介護保険制度の創設の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっている。
- また、全世代型社会保障構築会議において、社会保障全般について総合的な検討が行われ、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すなどの「全世代型社会保障の基本理念」が整理されている。
- このような認識の下、令和5年介護保険制度改正における本部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日)や改革工程、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定。以下「骨太2025」という。)等を踏まえ、世代間・世代内双方での公平性、現役世代の負担軽減の観点から、負担能力に応じたより公平な負担を図る視点に立ち、以下の論点について検討を行った。

第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

- 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定（第9期（令和6～8年度）の保険料の基準額の全国平均は月額6,225円）。
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている（標準は13段階）。



介護保険制度の見直しに関する意見 (令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会) (抄)

Ⅳ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

2. 給付と負担(1号保険料負担の在り方)

- 介護保険制度においては、介護保険の給付費の50%を、65歳以上の被保険者(第1号被保険者)と、40歳～64歳の被保険者(第2号被保険者)の人口比で按分し、保険料をそれぞれ賦課している。
- このうち、1号保険料については、負担能力に応じた負担を求める観点から、制度創設時より「所得段階別保険料」としており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしてきた(施行当初は5段階設定)。また、保険者ごとに柔軟に段階設定を変更することや、基準額に対する割合を変更することも可能としている。
- その後も、所得段階別保険料を原則としつつ、保険料負担の応能性を高める観点から、随時にわたり、段階設定を見直してきており、前回の制度改正においては、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図る観点から、9段階から13段階への見直し、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等の見直しを行った。現状、この標準よりも多い段階設定を行っている保険者は約24%となっている。

- 1号保険料の在り方については、
 - ・ 今後、世代内での所得再分配機能を更に強化する方向で検討すべき
 - ・ 最近の物価高騰に対して、年金生活者の所得はそれに比例して増えていかない。1号保険料の負担段階の設定は、年金生活者の所得水準に応じ、適切な見直しをすべき
 - ・ 保険料をこれ以上増やすことは難しく、公費負担割合を増やすべきとの意見があった。

また、第2号被保険者の負担の在り方については、現役世代の保険料負担の抑制が必要との観点からの検討が避けて通れないとの意見があった。

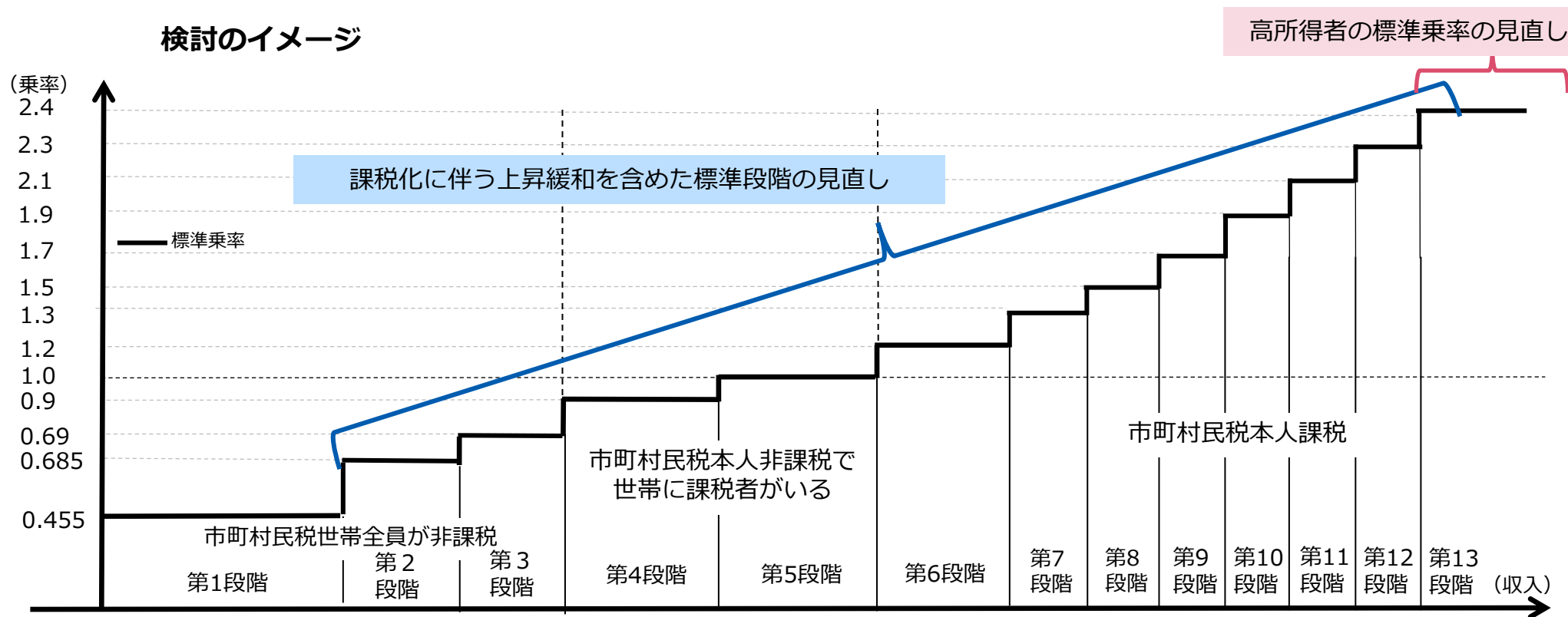
- これらを踏まえ、保険者の段階設定や第1号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当である。

第10期における第1号保険料負担について

現状・課題及び論点

- 高齢化の進展に伴い、第1号保険料水準の中長期的な伸びが見込まれる中、意見書では「被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討」を行うことが適当」とされている。また、国会等で、近年の公的年金の支給額の引上げに伴い、住民税非課税者の段階から課税者の段階に上がったときの保険料の引上げ幅が大きいこと等について指摘がある。
- このため、当面第10期においては、高所得者の標準乗率の見直し、課税化に伴う上昇緩和を含めた国の定める標準段階の見直しなどにより、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を図ることが考えられるが、これらの検討を行うことについてどのように考えるか。
- また、第1号保険料制度の現行の階段方式を含めたあり方の検討については、保険料額の更正の増加等の事務負担や標準化を進めている市町村システムへの負荷、調整交付金制度との連動、対価である給付額との関係等の様々な課題があり、中長期的な検討が必要と考えられるが、この点についてどう考えるか。

検討のイメージ



参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

標準段階の見直しについて（これまでの経緯）

■制度創設時の考え方

- 保険料算定に当たって市町村民税の課税状況を活用した上で、負担能力に応じた負担を求める観点から、制度創設時より「所得段階別保険料」をとっていた（**5段階設定**）
 - ※ 基準額に対する標準割合は、第1段階：0.5、第2段階：0.75、第3段階：1、第4段階：1.25、第5段階：1.5であった。
 - ※ 当時から、最高段階を1段階足して6段階設定とすることや、基準額に対する割合を柔軟に設定することは可能とされていた。

■平成18年改正の考え方

- 被保険者の負担能力をきめ細かく反映させる観点から、旧第2段階を新第2、第3段階に分ける（**標準は6段階制**）とともに、保険者によって、第7段階以上の多段階設定を可能とした。
- ※ 課税層の段階を増やし、標準割合よりも高い割合を設定することは、保険料基準額の算定上、保険財政の支え手の力を増やすことを意味し、結果として保険料基準額を下げることにつながる。

■平成27年改正の考え方

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うとともに、多くの保険者において特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段化を行っている状況を踏まえ、**平成27年4月より、標準の段階設定を6段階から9段階に見直した。**

■令和6年改正の考え方（第9期）

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化**する（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して、**標準9段階から標準13段階への見直し。**
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。

第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

社会保障審議会
介護保険部会（第110回）

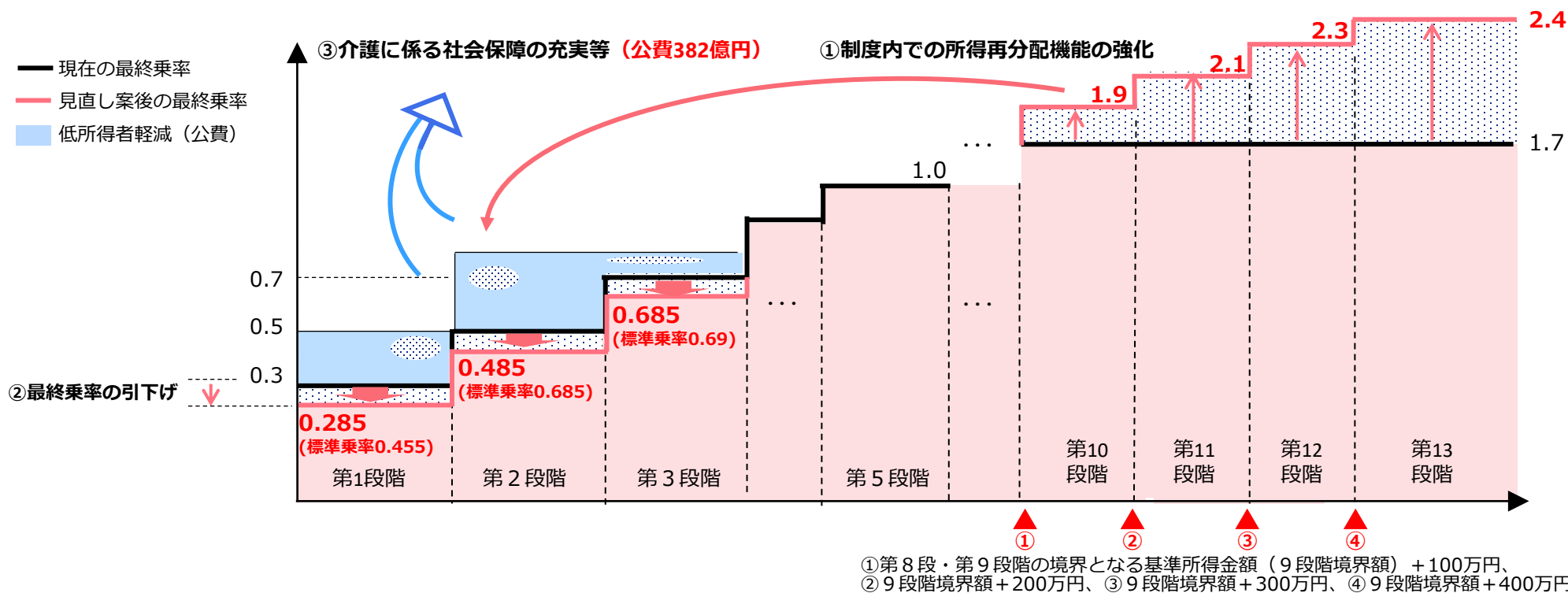
資料1

令和5年12月22日

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



第1号被保険者の保険料の段階設定の状況（第9期）

（1）保険料段階数別の保険者数【第9期】

段階数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
保険者数	1196	87	123	63	45	35	12	9	1	0	1	0	1	1573
割合	76.0%	5.5%	7.8%	4.0%	2.9%	2.2%	0.8%	0.6%	0.1%	0%	0.1%	0%	0.1%	
累積割合	76.0%	81.6%	89.4%	93.4%	96.2%	98.5%	99.2%	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	100%	

標準より多い段階設定
の保険者：24%

（2）最上位の段階の基準額に対する乗率の分布【第9期】

割合	1.7未満	1.7	1.7超 ～1.9未 満	1.9以上 ～2.1未 満	2.1以上 ～2.3未 満	2.3以上 ～2.5未 満	2.5以上 ～2.7未 満	2.7以上 ～2.9未 満	2.9以上 ～3.0未 満	3.0以上 ～3.5未 満	3.5以上 ～4.0未 満	4.0以上
保険者数	0	0	2	15	60	1177	129	81	24	47	25	13
割合	0.0%	0.0%	0.1%	1.0%	3.8%	74.8%	8.2%	5.1%	1.5%	3.0%	1.6%	0.8%
累積割合	0.0%	0.0%	0.1%	1.1%	4.9%	79.7%	87.9%	93.1%	94.6%	97.6%	99.2%	100.0%

最高の乗率が2.4を超え
る保険者：20%

第 1 号被保険者の保険料の段階設定の状況（第 9 期）

(3) 第 5 段階以下の各段階の基準額に乗じる割合別の保険者数【第 9 期】

○低所得者軽減を反映する前の乗率

			0.285未満	0.285	0.285超	0.4以上	0.455	0.455超	0.5以上	0.6以上	0.685	0.685超	0.69	0.69超	0.7以上	0.8以上	0.9	0.9超	1.0	1.0超
第 1 段階	世帯全員が 非課税	被保護者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入80万円以下	1	2	26	120	標準 1404	16	4											
第 2 段階		本人年金収入 80万円超120万円以下				1	0	6	100	207	標準 1248	0	3	1	7					
第 3 段階		120万円超						1	8	101	20	0	標準 1417	4	22					
第 4 段階	本人 非課税	80万円以下													10	244	標準 1308	10	1	
第 5 段階		80万円超														2	0	1	標準 1569	1

○低所得者軽減を反映した後の乗率

			0.285未満	0.285	0.285超	0.4以上	0.485	0.485超	0.5以上	0.6以上	0.685	0.685超	0.69	0.69超	0.7以上	0.8以上	0.9	0.9超	1.0	1.0超
第 1 段階	世帯全員が 非課税	被保護者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入80万円以下	132	標準 1406	33	2														
第 2 段階		本人年金収入 80万円超120万円以下	4	0	97	188	標準 1262	8	13						1					
第 3 段階		120万円超				1	0	0	9	119	標準 1411	5	6	4	18					

介護保険計画課調べ（令和 6 年 4 月 1 日現在の全1573保険者を対象）

近年の公的年金額の推移

- 公的年金の年金額は、近年上昇している。

	国民年金 (老齢基礎年金(満額) 1人分)	厚生年金 (夫婦2人分の老齢年金を含む標準的な年金額)
令和4年度	64,816円(対前年度-0.4%)	219,593円(対前年度-0.4%)
令和5年度	66,250円(対前年度+2.2%)	224,482円(対前年度+2.2%)
令和6年度	68,000円(対前年度+2.7%)	230,483円(対前年度+2.7%)
令和7年度	69,308円(対前年度+1.9%)	232,784円(対前年度+1.9%)
令和8年度	70,608円(対前年度+1.9%)	237,279円 (基礎年金:対前年度+1.9% 厚生年金(報酬比例部分):対前年度+2.0%)

(注)

- 国民年金の額は、各年度において67歳以下の方の老齢基礎年金(満額1人分の月額)
- 厚生年金の額は、男性の平均的な収入(令和4年度から令和6年度までの額については平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円、令和7年度及び令和8年度の額については平均標準報酬(賞与含む月額換算)45.5万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額)の給付水準。各年度において67歳以下の方が受け取る額の月額。

(出典) 厚生労働省年金局プレスリリースから老健局作成。